

4 文 庁 第 2 5 6 号
令和 4 年 4 月 1 5 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長 殿
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
日 本 芸 術 院 長
各文部科学省所管独立行政法人の長
公益財団法人日本博物館協会会長
全 国 美 術 館 会 議 会 長

文化庁次長
杉 浦 久 弘

博物館法の一部を改正する法律の公布について（通知）

このたび、第 208 回国会（常会）において博物館法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が成立し、令和 4 年 4 月 15 日に、令和 4 年法律第 24 号として公布されました。

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）は、博物館を社会教育施設として位置づけ、戦後我が国が復興する中で、全ての国民に貴重な実物に触れる機会を提供し、国民の教育、学術及び文化の発展に寄与してきました。その一方で、法の制定から約 70 年が経過し、博物館を取り巻く状況が大きく変化する中で、博物館に求められる役割や機能は多様化・高度化しています。例えば、平成 29 年に改正された文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）や、令和元年の国際博物館会議（ICOM：アイコム）京都大会において示された「文化をつなぐミュージアム」の理念に表されるように、博物館には、まちづくりや国際交流、観光・産業、福祉・教育等の関連機関と連携した文化施設としての役割が求められるようになって

きました。また、新型コロナウイルス感染症の影響の下での経験から、博物館が有する多様なコンテンツのデジタル・アーカイブ化を加速させる必要性も高まっています。

改正法は、これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うため、社会の変化に応じた博物館の実現を図るための所要の改正を行うものであり、一部を除き令和5年4月1日に施行することとされています。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各関係機関におかれては、これらを十分に御了知の上、関係する規程の整備等事務処理上遺漏のないようお願いします。また、文化芸術基本法及び改正法の趣旨に鑑み、各地方公共団体におかれては、博物館に係る事務を担当する部局と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業担当部局その他の関係部局間の有機的な連携に格別の御配慮をいただくとともに、域内の市（指定都市を除く。）区町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨を周知くださるようお願いします。

なお、文化庁においては、博物館の登録に係る審査の基準の策定に当たり参酌すべき文部科学省令等について今後整備を行うこととしており、当該省令等によって定められる事項の詳細については、追って通知する予定です。

<添付資料>

- 別添1 博物館法の一部を改正する法律の概要
- 別添2 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）
- 別添3 博物館法の一部を改正する法律 新旧対照表

記

第1 法律の概要

1 法律の目的

- （1）博物館法の目的に、文化芸術基本法の本質に基づくことを追加すること（第1条関係）

2 博物館の定義

- （1）博物館の定義について、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置したものに限ることとしていた規定を改め、これら以外の法人が設置するものであっても、8に示す登録を受けたものについては博物館とすること（第2条第2項関係）

- (2) 博物館のうち、地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを「公立博物館」とし、それ以外のものを「私立博物館」とすること（第2条第2項～第3項関係）

3 博物館の事業

- (1) 博物館が行う事業に、①博物館資料に係る電磁的記録を作成（デジタル・アーカイブ化）し、公開すること、②学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成・研修を行うことを追加すること（第3条第1項第3号及び第11号関係）

4 他の博物館等との協力等

- (1) 博物館は、他の博物館等との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物や情報の交換等の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする（第3条第2項関係）
- (2) 博物館は、その事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関や民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術・文化の振興、文化観光等の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする（第3条第3項関係）

5 学芸員補の資格要件

- (1) 学芸員補となる資格を有する者について、短期大学士等の学位を有する者で博物館に関する所定の科目の単位を修得したもの等とすること（第6条関係）

6 館長等に対する研修

- (1) 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対して、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとすること（第7条関係）

7 登録の申請

- (1) 博物館の登録を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次の事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならないこと（第12条第1項関係）
- (ア) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称・住所
 - (イ) 登録を受けようとする博物館の名称・所在地
 - (ウ) その他都道府県教育委員会の定める事項

- (2) 上記の登録申請書には、次の書類を添付しなければならないこと（第 12 条第 2 項関係）
 - (ア) 博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織等の博物館の運営上必要な事項を定めたもの（館則）の写し
 - (イ) 8 に示す登録の基準に適合していることを示す書類
 - (ウ) その他都道府県教育委員会の定める書類

8 登録の基準等

- (1) 都道府県の教育委員会は、登録について申請されている博物館が次の（ア）～（カ）のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館を登録しなければならないこと（第 13 条第 1 項関係）
 - (ア) 当該申請に係る博物館の設置者が地方公共団体又は地方独立行政法人であるか、次の要件をすべて満たす法人（国及び独立行政法人を除く。）であること（第 13 条第 1 項第 1 号関係）
 - (一) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること
 - (二) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること
 - (三) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること
 - (イ) 当該申請に係る博物館の設置者が、10（4）に示すところにより登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと（第 13 条第 1 項第 2 号関係）
 - (ウ) 博物館資料の収集・保管・展示や、博物館資料に関する調査研究を行う体制が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第 13 条第 1 項第 3 号関係）
 - (エ) 学芸員等の職員の配置が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第 13 条第 1 項第 4 号関係）
 - (オ) 施設及び設備が、博物館の事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合すること（第 13 条第 1 項第 5 号関係）
 - (カ) 一年を通じて 150 日以上開館すること（第 13 条第 1 項第 6 号関係）
- (2) 都道府県の教育委員会が、前記 8（1）の（ウ）から（オ）の基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする

ること（第13条第2項関係）

- (3) 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと（第13条第3項関係）

9 博物館の登録手続

- (1) 博物館の登録は、都道府県の教育委員会が、次の事項を博物館登録原簿に記載して行うものとする（第14条第1項関係）

- (ア) 登録を受けようとする博物館の設置者の名称・住所
- (イ) 登録を受けようとする博物館の名称・所在地
- (ウ) 登録の年月日

- (2) 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前記9（1）の（ア）～（ウ）の事項をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第14条第2項関係）

- (3) 博物館の設置者は、登録された博物館の設置者の名称・住所や、博物館の名称・所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこと。
また、都道府県の教育委員会は、当該届出があったときは、登録事項の変更登録を行い、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第15条関係）

10 登録された博物館に係る手続

- (1) 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に都道府県の教育委員会に報告しなければならないこと（第16条関係）

- (2) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができるものとする（第17条関係）

- (3) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が登録の基準に該当しなくなったと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。また、勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該博物館の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
それらの勧告・命令を行うに当たっては、あらかじめ、博物館に関し

学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと（第 18 条関係）

（４）都道府県の教育委員会は、登録した博物館の設置者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができること（第 19 条第 1 項関係）

（ア）偽りその他不正の手段により登録を受けたとき

（イ）前記 9（３）の変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

（ウ）前記 10（１）の報告の義務に違反したとき

（エ）前記 10（２）の都道府県の教育委員会の求めによる報告・資料の提出をせず、又は虚偽の報告・資料の提出をしたとき

（オ）前記 10（３）の命令に違反したとき

（５）都道府県の教育委員会は、博物館の登録を取り消すときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととし、登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を当該博物館の設置者に通知するとともに、インターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第 19 条第 2 項及び第 3 項関係）

1 1 博物館の廃止

（１）博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならないこととすること。また、都道府県の教育委員会は、当該届出があったときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第 20 条関係）

1 2 博物館に相当する施設（指定施設）

（１）文部科学大臣・都道府県の教育委員会・指定都市の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設のうち、それぞれ次のものを博物館に相当する施設として指定することができること（第 31 条第 1 項関係）

（ア）文部科学大臣は、国又は独立行政法人が設置するもの

（イ）都道府県の教育委員会は、国・独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するものを除く。ただし、都道府県が設置するものは、指定都市の区域内に所在するものも含む。）

（ウ）指定都市の教育委員会は、国・独立行政法人・都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

（２）前記 1 2（１）の指定をした者は、当該指定をした施設（以下「指定

施設」という。)が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったとき等の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての指定を取り消すことができること（第31条第2項関係）

- (3) 前記12(1)の指定、前記12(2)の指定の取消しをした者は、当該指定・取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用等の方法により公表しなければならないこと（第31条第3項関係）
- (4) 前記12(1)の指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的・技術的な指導・助言を与えることができること（第31条第4項関係）
- (5) 指定施設は、その事業を行うに当たっては、前記4の趣旨を踏まえ、博物館や他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設等の関係機関、民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする（第31条第5項関係）
- (6) 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館や他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施等の博物館や他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする（第31条第6項関係）

13 附則（施行期日及び経過措置等）

- (1) この法律は、一部を除き、令和5年4月1日から施行するものとする（附則第1条関係）
- (2) この法律の施行に関し、次の必要な経過措置等を定めること
 - (ア) 改正法の施行の際に現に学芸員となる資格を有する者は、改正法の施行後も第5条に規定する学芸員となる資格を有する者とみなされること（附則第2条第1項関係）
 - (イ) 改正法の施行の際に現に博物館において学芸員補の職にある者は、改正法の施行後も当該博物館において学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができること（附則第2条第2項関係）
 - (ウ) 改正法の施行日前に行われた改正前の博物館法（以下「旧博物館法」という。）第11条に基づく登録の申請であって、改正法の施行の際に、登録をするかどうかの処分がなされていないものについての登録の処分は、旧博物館法の規定により行われるものとする（附則第2条第3項関係）

- (エ) 改正法の施行の際、現に旧博物館法第 10 条の規定に基づく登録を受けている博物館については、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、**8** (1) による登録を受けたものとみなされること。また、前記 **13** (2) (ウ) により旧博物館法の規定により登録を受けた博物館についても、同様とされること (附則第 2 条第 4 項関係)
- (オ) 博物館の事業に類する事業を行う施設であって、改正法の施行の際に現に旧博物館法第 29 条に基づく指定を受けているものは、**12** (1) の指定を受けたものとみなされること (附則第 2 条第 6 項関係)
- (3) 本則における登録の取消しに係る規定や、指定施設の取扱いに係る規定の改正に合わせて、租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号)、美術品の美術館における公開の促進に関する法律 (平成 10 年法律第 99 号)、展覧会における美術品損害の補償に関する法律 (平成 23 年法律第 17 号) の規定を改めること (附則第 4 条及び第 5 条関係)

第 2 留意事項

- 1 改正後の博物館法第 1 条 (以下、単に条項のみを示す場合は、改正後の博物館法の条項を指すものとする。) に定める法の目的について、文化芸術基本法の精神に基づくことを規定した趣旨は、博物館が、その事業を通じて文化の振興を図り、もって心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与する施設であることを明確にする点にあり、博物館には、社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求められること。
- 2 第 2 条第 1 項において、これまで設けられていた博物館の設置主体を限定する規定を改めたことにより、地方独立行政法人や社会福祉法人、学校法人、株式会社等が博物館を設置しようとする場合であっても、その設置者から適法に申請を受けたときは、第 13 条に定める要件を満たす限りにおいて博物館として登録されるものとなること。
- 3 第 3 条第 1 項第 3 号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

- 4 第3条第1項第5号に定める博物館の事業としての「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」については、博物館が現に収集、保管等する資料とそれに関連する調査研究のみならず、当該資料が関係する地域や学術分野における調査研究を幅広く含むこと。また、博物館における教育や交流、デジタル化や広報等、博物館の活動一般に関する調査研究を含むこと。
- 5 また、第3条第1項第6号に定める博物館の事業としての「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究」については、博物館における教育・交流活動一般に関する調査研究を含むこと。
- 6 第3条第2項において、博物館が他の博物館等と相互に連携を図りながら協力するよう努めることとし、また、第3条第3項において、博物館が地域の多様な主体と相互に連携を図りながら協力し、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるとしているのは、令和元年に行われた国際博物館会議が採択した「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえた規定であり、各博物館がこれらの連携・協力を通じて、多様な地域的課題・社会的課題への対応に取り組み、もって地域の活力の向上に寄与することを期待するものであること。
- 7 第3条第3項において「地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする」と規定するうちの
- ① 「その他の活動」には、まちづくり、福祉分野における取組、地元の産業の振興、国際交流等の多様な活動を含み、
 - ② 「地域の活力の向上」には、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂に係る課題、人口減少・過疎化・高齢化、環境問題等の地域が抱える様々な課題を解決することを含むこと。
- 8 第6条第2号の学芸員補となる資格を有するための要件を規定する文部科学省令については、今後、文化審議会において有識者等からの意見を聴取しつつ整備することとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。
- 9 第7条においては、文部科学大臣と都道府県の教育委員会が博物館の職員の資質向上のために行う研修の対象者として、新たに、博物館の館長と学芸員・学芸員補以外の博物館に勤務する職員を加えており、各教育委員会におかれては、とりわけ、館長が館の展示内容等に関する専門性への理解を深め

るとともに、館の魅力の社会への発信、地域社会への関係構築、館全体のマネジメント等に係る専門的能力を向上させられるよう取り組むことが期待されること。

1 0 第 12 条第 2 項に規定する、都道府県の教育委員会が博物館の登録に係る審査基準を定めるに当たって参酌すべき基準については、今後、文化審議会において有識者等からの意見を聴取しつつ文部科学省令を整備することとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。

1 1 旧博物館法第 19 条において規定されていた博物館の所管に係る条項を改正法において削除しているが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条の規定により、引き続き、公立博物館の所管は当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会に属すること。

ただし、同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、各地方公共団体の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合は、地方公共団体の長の所管に属することとなること。

このため、地方公共団体の長の所管に属する施設を公立博物館として取り扱うには、当該施設について、条例により、地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することを定める必要があること。

1 2 第 31 条第 1 項において、博物館に相当する施設の指定に係る事項を定めることとされている文部科学省令では、博物館の登録に関する経過措置の内容を踏まえて、附則第 2 条第 6 項に基づき経過措置として指定を受けたものとみなされる施設の取扱いについても定めることとしており、その内容の詳細については別途お知らせすること。

1 3 独立行政法人国立科学博物館法（平成 11 年法律第 172 号）、独立行政法人国立美術館法（平成 11 年法律第 177 号）及び独立行政法人国立文化財機構法（平成 11 年法律第 178 号）に基づき設立される各独立行政法人が設置する博物館に類する事業を行う施設については、改正法において、登録の対象とされていないが、そのほとんどは、第 31 条及び附則第 2 条第 6 項により、指定施設とみなされることが想定され、全国の博物館のネットワークの中核的な役割を果たすナショナルセンターとしての機能を発揮することが期待されること。

1 4 学芸員の在り方については、学芸員に求められる専門的な能力を再定義

しつつ、養成課程の状況は博物館現場におけるニーズを総合的に検討するなど、文化審議会において中長期的な課題として継続的に検討を行うこととしていること。

なお、改正法に係る国会審議においても、学芸員をはじめとする専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の安定等の処遇改善に努めること等により、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保に努めるよう配慮することが繰り返し求められているところであり、このことも踏まえ、各博物館の設置者において、それぞれの館に勤務する学芸員等の職員の処遇改善等が図られるよう、適切に御対応いただきたいこと。

- 1 5 改正法は、博物館と地域の様々な主体との連携の推進を図るものであり、文化芸術基本法に基づき、博物館の事業と観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野の施策との有機的な連携が図られるよう配慮される必要があること。

この配慮の中には、例えば、博物館の事業を通じてインクルーシブな社会づくりが推進されるよう、施設や展示手法のバリアフリー化や、障害のある方々の作品創造・展示の機会を充実すること等も含まれること。

- 1 6 改正法は、博物館において、地域や社会の多様な課題に対応する役割が果たされることを期待するものであり、その観点から、博物館における職員の多様性に配慮することが求められること。特に、我が国の博物館においては、学芸員の総数に占める女性の割合に対して、館長に占める女性の割合が相対的に低いことが改正法に係る国会審議において指摘されており、こうした点等も踏まえ、各館の設置者においては、各館の課題や特色に応じた人材の登用に努めていただきたいこと。

【本件担当】

文化庁企画調整課 博物館振興室

TEL：03-5253-4111（内線 4828）

趣 旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概 要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとするとともに【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとする【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

博物館法の一部を改正する法律

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の二」を「第十条」に、「第十条―第十七条」を「第十一条―第二十二條」に、「第十八条―第二十六條」を「第二十三條―第二十八條」に、「第二十七條・第二十八條」を「第二十九條・第三十條」に、「雜則（第二十九條）」を「博物館に相当する施設（第三十一條）」に改める。

第一条の見出しを「（目的）」に改め、同条中「の精神に基き」を「及び文化芸術基本法（平成十三年法律第四百十八号）の精神に基き」に改める。

第二条第一項中「あわせて」を「併せて」に改め、「地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九條において同じ。）を除く。）が設置するもので」を削り、同条第二項中「において、」を「において」に、「の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人」を「又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をい

う。以下同じ。」に改め、同条第三項中「記録をいう」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

第三条第一項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第三条第一項中第十一号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

第三条第二項を次のように改める。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第三条に次の一項を加える。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

第五条第一項第二号中「大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した」を「次条各号のいずれかに該当する」に改める。

第六条中「学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 短期大学士の学位（学校教育法第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得し

たもの

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

第七条の見出しを「（館長、学芸員及び学芸員補等の研修）」に改め、同条中「教育委員会は」の下に「館長」を、「学芸員補」の下に「その他の職員」を加える。

第五章を削る。

第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中「に対し第二十四条」を「又は地方独立行政法人に対し前条」に、「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因る」を「取消しが第十九条第一項第一号に該当することによる」に、「及び」を「又は」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十九条第一項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、第三章中同条を第二十八条とする。

第二十五条を削る。

第二十四条第一項中「地方公共団体」の下に「又は地方独立行政法人」を加え、同条を第二十七条とす

る。

第二十三条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条中「事項は、」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を、「条例で」の下に「、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ」を加え、同条を第二十五条とする。

第二十一条中「委員は、」の下に「地方公共団体の設置する博物館にあつては」を加え、「教育委員会」を「教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（博物館協議会）」を付する。

第十八条及び第十九条を削る。

第十七条を削り、第二章中第十六条を第二十二条とする。

第十五条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二項中「博物館の設置者が当該博物館を廃止した」を「前項の規定による届出があつた」に、「博物館に係る登録をまづ消しなければ」を「届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例）

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のい

ずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあるのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第十四条の見出しを「（登録の取消し）」に改め、同条第一項を次のように改める。

都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「したときは」の下に「速やかにその旨を」を加え、

「博物館」を「登録に係る博物館」に、「速やかにその旨を通知しなければ」を「通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

第十四条を第十九条とする。

第十三条の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条第一項中「第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは」を「第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ」に改め、同条第二項中「第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館」を「前項の規定による届出があつたときは、当該届出」に、「しなければ」を「するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

（都道府県の教育委員会への定期報告）

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県の教育委員会の定めるところに

より、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十七条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告及び命令）

第十八条 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

第十二条を削る。

第十一条第一項中「規定による登録」を「登録（以下「登録」という。）」に、「設置しようとする博物館について、左に」を「都道府県教育委員会の定めるところにより、次に」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
 - 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
 - 三 その他都道府県教育委員会の定める事項
- 第十一条第二項各号を次のように改める。

一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県教育委員会の定める書類

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日

から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第十条中「この条及び第二十九条において」を削り、「同条」を「第三十一条第一項第二号」に、「に備える博物館登録原簿に登録」を「の登録」に改め、同条を第十一条とする。

第一章中第九条の二を第十条とする。

本則に次の一章を加える。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行

う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運

営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に学芸員となる資格を有する者は、この法律による改正後の博物館法（以下この条において「新博物館法」という。）第五条に規定する学芸員となる資格を有する者とみなす。

2 この法律の施行の際現に博物館において学芸員補の職にある者は、新博物館法第六条の規定にかかわらず、この法律の施行の日（次項及び第四項において「施行日」という。）以後も引き続き当該博物館において、学芸員補となる資格を有する者としてその職にあることができる。

3 施行日前にされたこの法律による改正前の博物館法（次項及び第六項において「旧博物館法」という。）第十一条の登録の申請であつて、この法律の施行の際、まだその登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第十条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

5 前項の規定により新博物館法第十一条の登録を受けたものとみなされる博物館が同条の登録を受けるまでの間における当該博物館についての新博物館法第十八条第一項及び第二十一条第二項の規定の適用については、新博物館法第十八条第一項中「第十三条第一項各号」とあり、及び新博物館法第二十一条第二項中「第十三条第一項第三号から第六号まで」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）による改正前の第十二条各号」とする。

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九条の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の六の七第二項第五号中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改め、同条第三項第七号を次のように改める。

七 寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、

若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指

定が同条第二項の規定により取り消された場合 これらの事由が生じた日

第七十条の六の七第五項中「定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「定める」に改め、同項第一号中「登録の取消し若しくは抹消はなかったものと、又は同号の事由は」を「事由は、」に改め、同項第二号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に、「第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた」を「同号に掲げる」に改め、同項第三号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に改める。

（美術品の美術館における公開の促進に関する法律及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

- 一 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第二条第二号
- 二 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）第二条第二号ハ

理 由

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○	博物館法の一部を改正する法律	新旧対照表	目次
○	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）	・ ・ ・ ・ ・	1
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	・ ・ ・ ・ ・	19
○	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）	・ ・ ・ ・ ・	22
○	展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）	・ ・ ・ ・ ・	23

○ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

改正後

目次

第一章	総則（第一条―第十条）
第二章	登録（第十一条―第二十二條）
第三章	公立博物館（第二十三條―第二十八條）
第四章	私立博物館（第二十九條・第三十條）
第五章	博物館に相当する施設（第三十一條）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行

改正前

目次

第一章	総則（第一条―第九條の二）
第二章	登録（第十条―第十七條）
第三章	公立博物館（第十八條―第二十六條）
第四章	私立博物館（第二十七條・第二十八條）
第五章	雜則（第二十九條）
附則	

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて国民の教育、學術及び文化の發展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、藝術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行

（傍線部分は改正部分）

い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすること
を目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書
館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を
除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたもの
をいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団
体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成
十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方
独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館
をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のう
ち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収
集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識す
ることができない方式で作られた記録をいう。次条第
一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成す

い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をするこ
とを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図
書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館
を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若し
くは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他
の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十
一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政
法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）
が設置するもので次章の規定による登録を受けたもの
をいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共
団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、
一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前
項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

（新設）

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収
集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子
的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識す
ることができない方式で作られた記録をいう。）を含
む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成す

るため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四・十 (略)

(削る)

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 (略)

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深

るため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一・二 (略)

(新設)

三・九 (略)

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

(新設)

十一 (略)

2 博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(新設)

めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 (略)

二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 (略)

2 (略)

(学芸員補の資格)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補となる資格を有する。

一 短期大学士の学位(学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。))及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 (略)

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 (略)

2 (略)

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

(新設)

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

(館長、学芸員及び学芸員補等の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第十条 (略)

第二章 登録

(登録)

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。第三十一条第二号を除き、以下同じ。))の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十二条 前条の登録(以下「登録」という。)を受け

(新設)

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

第九条の二 (略)

第二章 登録

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県教育委員会(当該博物館(都道府県が設置するものを除く。))が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。))の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市教育委員会。同条を除き、以下同じ。))に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は

ようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

（削る）

、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

（登録要件の審査）

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る

(登録の審査)

第十三条 都道府県教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条

博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

(新設)

第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（登録の実施等）

第十四条 登録は、都道府県教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（変更の届出）

第十五条 博物館の設置者は、第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ、その旨を都道府県教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項の変更登録を

（新設）

（登録事項等の変更）

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博

するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（都道府県教育委員会への定期報告）

第十六条 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、都道府県教育委員会の定めるところにより、定期的に、都道府県教育委員会に報告しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十七条 都道府県教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（勧告及び命令）

第十八条 都道府県教育委員会は、その登録に係る博物館が第十三条第一項各号のいずれかに該当しなかつたと認めるときは、当該博物館の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県教育委員会は、前項の規定による勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

。博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない

（新設）

（新設）

（新設）

3 第十三条第三項の規定は、第一項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

（登録の取消し）

第十九条 都道府県教育委員会は、その登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該博物館の登録を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
二 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第十六条の規定に違反したとき。

四 第十七条の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

2 第十三条第三項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

3 都道府県教育委員会は、第一項の規定により登録の取消しをしたときは、速やかにその旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（博物館の廃止）

第二十条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、速やかにその旨を都道府県教育委員会に届け出な

（登録の取消）

第十四条 都道府県教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならぬ。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

（新設）

2 都道府県教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

（博物館の廃止）

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県教育委員会に届け出

なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る博物館の登録を抹消するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（都道府県又は指定都市の設置する博物館に関する特例）

第二十一条 第十五条第一項、第十六条から第十八条まで及び前条第一項の規定は、都道府県又は指定都市の設置する博物館については、適用しない。

2 都道府県又は指定都市の設置する博物館についての第十五条第二項、第十九条第一項及び第三項並びに前条第二項の規定の適用については、第十五条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る登録事項」とあるのは「その設置する博物館について第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があるときは、当該事項」と、第十九条第一項中「登録に係る博物館の設置者が次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「設置する博物館が第十三条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当しなくなつたと認める」と、同条第三項中「その旨を、当該登録に係る博物館の設置者に対し通知するとともに、」とあるのは「その旨を」と、前条第二項中「前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る」とあ

なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

（新設）

るのは「その設置する博物館を廃止したときは、当該」とする。

第二十二條 (略)

(削る)

第三章 公立博物館

(削る)

(削る)

(博物館協議会)
第二十三條 (略)

第十六條 (略)

第十七條 削除

第三章 公立博物館

(設置)

第十八條 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九條 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三條第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一條において同じ。）の所管に属する。

(博物館協議会)
第二十條 (略)

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は

は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十七条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(削る)

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十八条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。

二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。

、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 (略)

第二十五条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。

二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。

三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

第二十九条 (略)

第三十条 (略)

(削る)

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う

三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

第二十七条 (略)

第二十八条 (略)

第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県教育委員会(当該施設(都道府県が設置するものを除く。)が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

(新設)

施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するものの

二 都道府県教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなかつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えるこ

とができる。 5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。 6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。	附 則 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。 (削る)
附 則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。	(経過規定) 2 第六条に規定する者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

改正後

（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の六の七（略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（四）（略）

五 寄託先美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設のうち、特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。）及び保管を行うものをいう。

六（略）

3 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合）には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。第十一項において同じ。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による

改正前

（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の六の七（略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（四）（略）

五 寄託先美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、特定美術品の公開（公衆の観覧に供することをいう。）及び保管を行うものをいう。

六（略）

3 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合）には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。第十一項において同じ。）が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて第一項の規定による

（傍線部分は改正部分）

納税の猶予に係る期限とする。

一六 (略)

七 寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指定が同条第二項の規定により取り消された場合、これらの事由が生じた日

4 (略)

5 第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第七号の事由は、生じなかったものとみなす。

二 第三項第七号に定める日から一年を経過する日に

納税の猶予に係る期限とする。

一六 (略)

七 寄託先美術館について、博物館法第十四条第一項の規定により登録を取り消された場合又は同法第十五条第二項の規定により登録を抹消された場合（当該寄託先美術館が同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして財務省令で定める事由が生じた場合）当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日

4 (略)

5 第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館（以下この項において「新寄託先美術館」という。）の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第七号の登録の取消し若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は生じなかったものとみなす。

二 当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が

6 19 (略) 三 第三項第七号に定める日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。	6 19 (略) 三 当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年を経過する日まで当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。
--	--

において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において同号に掲げる場合に該当するものとみなす。

生じた日から一年を経過する日において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた場合に該当するものとみなす。

三 第三項第七号に定める日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

三 当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた日から一年を経過する日まで当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

○ 美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。 三〃五 （略）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 美術館 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。 三〃五 （略）

○ 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十三年法律第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。 イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館 ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館 ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条第二項に規定する指定施設	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。 イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館 ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館 ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設